

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 (※うち「鳥取市因幡万葉歴史館」)	文化財課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
203,585	平成 28 年 ～ 32 年度					203,585

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市因幡万葉歴史館の運営において質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市因幡万葉歴史館の利用に関する業務
2. 鳥取市因幡万葉歴史館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市因幡万葉歴史館の企画展示等に関する業務
4. その他鳥取市因幡万葉歴史館の管理上、必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

鳥取市因幡万葉歴史館は国府地域の歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成6年9月に開館。平成18年度から指定管理者制度を導入した。平成23年度から27年度までが2期目、平成28年度から5年間は3期目の指定管理期間となる。

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団
 指定管理料 H23 45,170千円 H24 43,220千円 H25 44,100千円
 H26 45,370千円 H27 44,774千円 計 222,634千円
 (前回債務負担行為額 222,634千円)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。